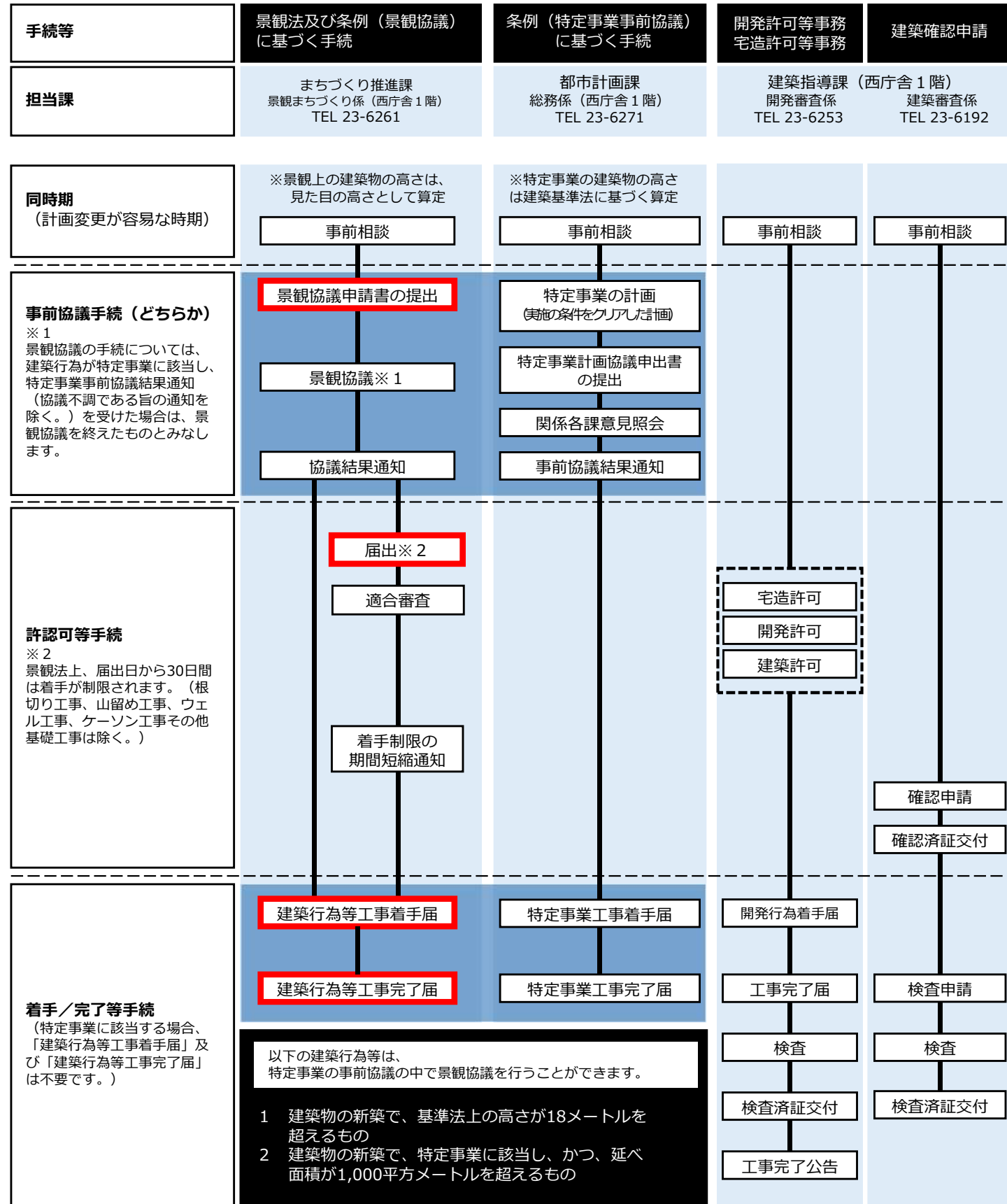


8 景観法及び岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例の手續と関係各課で行う手續の流れ

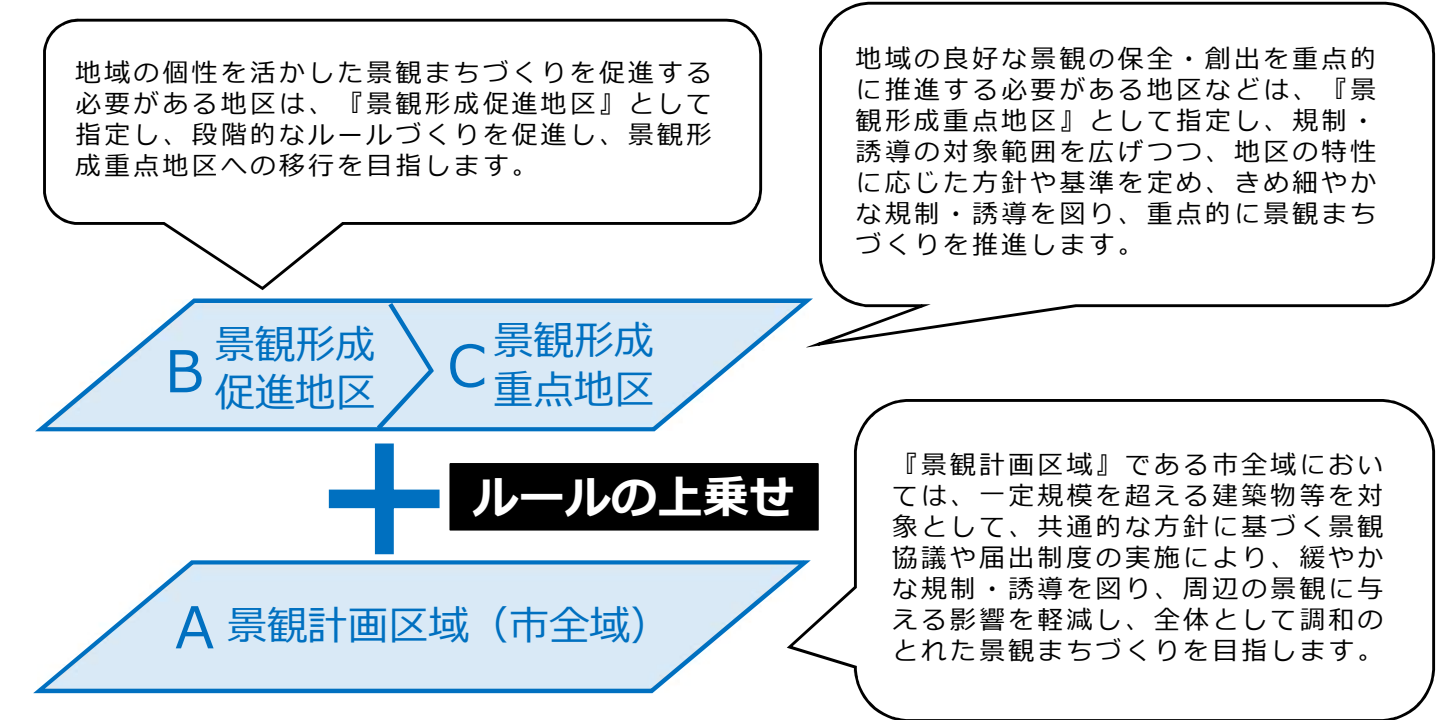
□の手續きは電子申請をご利用ください。



岡崎市景観協議及び届出制度の概要

A 景観計画区域（市全域）

岡崎市では、自然・歴史・暮らしをつなぐ誇りと愛着を育む景観まちづくりを推進するため、平成24年7月1日より景観法に基づく「岡崎市景観計画」及び「関連条例（岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例）」の運用を開始しています。  
一定の建築行為等にあたっては、景観配慮指針への自主配慮や景観形成基準（行為の制限）に適合したものとさせていただくため、あらかじめ市との景観協議及び法定届出（通知）の手續が必要になります。  
市民及び事業者の方々の景観への配慮の積み重ねが、良好な景観形成につながります。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。




1 景観協議の対象行為 景観計画区域（市全域） ※景観形成重点地区については別紙  
計画変更が可能な早期段階に、景観配慮指針に基づき、立地や周辺環境を踏まえた即地的な観点から、良好な景観の保全・創出のため、計画・設計への自主的な配慮を検討いただくものです。

区分	規模	行為
建築物	□高さが18メートルを超えるもの □延べ面積が1,000平方メートルを超えるもの	□新築、増築、改築又は移転 □外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
工作物	□建築基準法施行令第138条の規定により指定されている工作物のうち、高さが18メートルを超えるもの □高さが5メートルを超える擁壁 □高さが5メートルを超える高架道路、高架鉄道その他これらに類するもの □幅員が4メートルを超える、又は延長が10メートルを超える橋りょう、こ線橋、横断歩道橋その他これらに類するもの	
開発行為	□開発面積の区域が100ヘクタールを超えるもの	□開発行為

建築物の増改築にあつては、既存建築物の延べ面積との合計が1,000平方メートルを超えるもので、かつ、増改築に係る床面積が500平方メートルを超えるもの。  
外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更にあつては、当該行為に係るいずれかの面で、変更部分の見付面積が各面の見付面積の2分の1以上を超えるもの。  
当該工作物が建築物と一体となって設置される場合にあつては、その高さが4メートルを超え、かつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さが18メートルを超えるものを含む。  
色彩の変更にあつては、現況と同じ色彩による塗り替えも含む。

お問い合わせ 岡崎市 都市政策部 まちづくり推進課 景観まちづくり係  
〒444-8601 愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 西庁舎1階  
TEL 0564-23-6261 / FAX 0564-23-7967  
https://www.city.okazaki.lg.jp/1100/1184/1169/p038656.html  
令和7年2月改訂

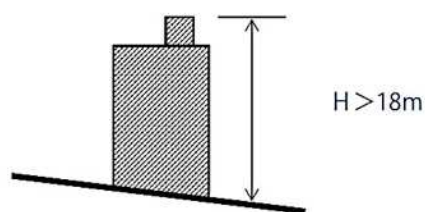


景観協議・届出のページ

## 景観協議が必要となる場合の具体例

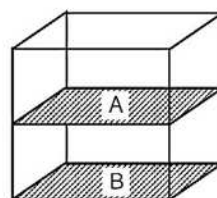
景観計画区域（市全域）

例1：新築する建築物の高さが18メートルを超える場合

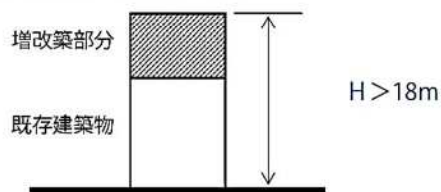


例2：新築する建築物の延べ面積が1000平方メートルを超える場合

$A + B > 1000 \text{ m}^2$

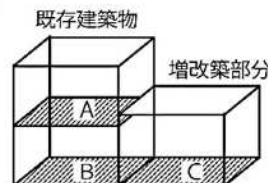


例3：既存建築物との高さの合計が18メートルを超える増改築を行う場合

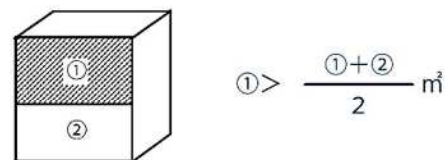


例4：既存建築物の延べ面積との合計が1000平方メートルを超え、かつ、増改築に係る床面積が500平方メートルを超える場合

$A + B + C > 1000 \text{ m}^2$   
 $C > 500 \text{ m}^2$

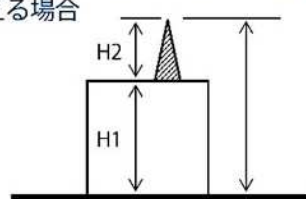


例5：外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更に係るいずれかの面で、変更部分の見付面積が各面の見付面積の2分の1を超える場合



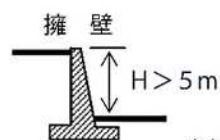
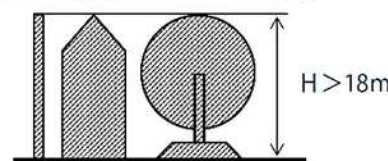
例6：建築物に設置する工作物の高さが4メートルを超えかつ、地盤面から当該工作物の上端までの高さが18メートルを超える場合

$H1 + H2 > 18m$   
 $H2 > 4m$

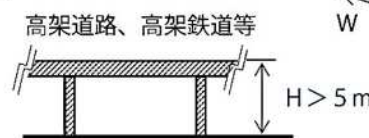
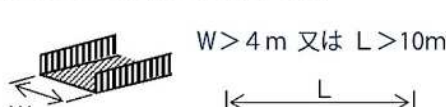


例7：次の規模の工作物

建築基準法施行令第138条の規定により指定されている工作物



橋りょう、こ線橋、横断歩道橋等



※横断歩道橋の長さは階段・斜路を含む

### 用語の定義

建築物／建築基準法第2条第1号に規定する建築物を指します。

工作物／建築基準法施行令第138条の規定により指定されている工作物としては、次のようなものがあげられます。

- ①煙突、②鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの、③広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの、④高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの、⑤乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの、⑥ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設、⑦メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの、⑧鉱物、岩石、コンクリート、ガラス等の粉砕で原動機を使用するもの、⑨アスファルト、石油、ガス等を原料とする製造施設、⑩自動車車庫の用途に供する工作物、⑪飼料、肥料、セメントその他これらに類するものを貯蔵するもの、⑫汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類する処理施設。

高さ／建築基準法施行令第2条第1項第6号の規定に準じることとします。ただし、景観計画では景観上の高さ（見た目の高さ）として、建築物の高さは、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓等の屋上部分に突出する部分（テレビアンテナ類、避雷針を除く。）を含めた高さとし、建築物等の高さを測る起点となる地盤面は、原則、敷地の中で最も低い部分（最低地盤）を指すこととします。

新築／更地に建築物を新たに建てること。

新設／工作物を新たに設置すること。

増築／建築物等の床面積を増加させること。同一棟及び別棟の場合あり。

改築／建築物等の全部又は一部を除却するなど、同一用途、同一規模、同一構造で建て直すこと。

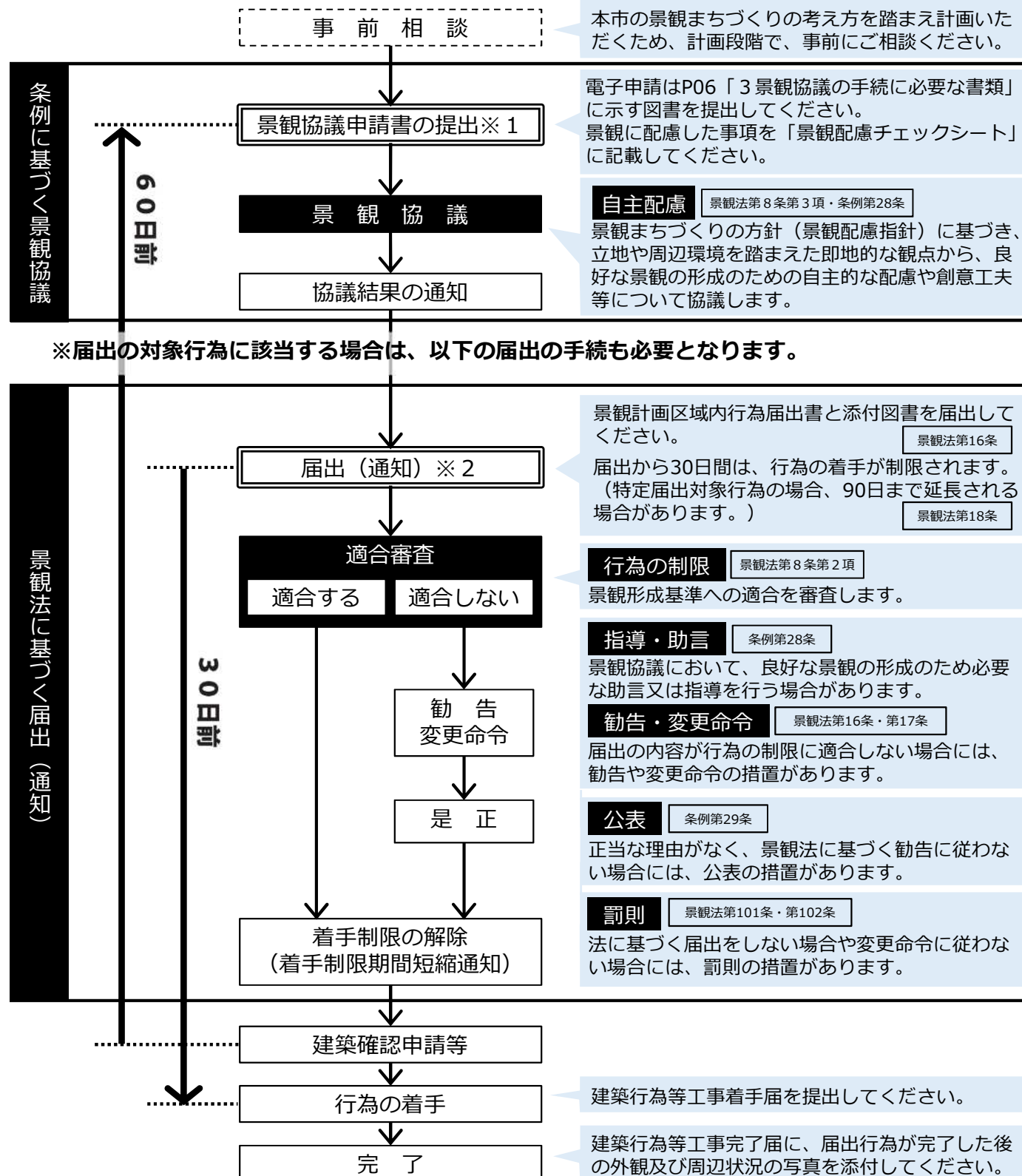
移転／同一敷地内で建築物等の位置を変えること。

修繕／老朽化や災害の状態に向かって回復せしめること（例：屋根瓦の瓦葺替え）。

模様替／老朽化や災害等により従前の規模、構造、機能が損傷し、建築物等の性能や品質が劣化した場合、従前とは異なる仕様を用いて造り替えること（例：屋根瓦の鉄板葺替え）。

見付面積／建築物の外壁や屋根、工作物の外装の一つの面における鉛直投影面積のこと。

## 7 景観協議及び法定届出制度の手続の流れ



※1 景観協議は、計画の変更が可能な時期として、建築行為等に関する法令に基づく許可の申請その他の手続を行おうとする日の60日前の日又は景観法第16条第1項の規定による届出若しくは同条第5項の規定による通知を行おうとする日の60日前の日のいずれか早い日（それらの手続を要しない建築行為等にあつては、当該建築行為等に着手する日の60日前の日）までに、景観協議申請書に景観法施行規則第1条第2項に規定する図書を添付して行ってください。

※2 届出（通知）は、計画の手戻りがないよう、建築確認申請など関係法令に基づく手続等を行おうとする日のうち、最も早い日の30日前の日までに行ってください。（関係する法令のない場合は、着手の30日前の日までとなります。）

※3 届出後、次の場合には速やかに届け出てください。  
事業者の変更等、軽微な変更があった場合／設計又は施行方法に変更があった場合／行為を中止にした場合

### 3 景観協議の手續に必要な書類

行為	図書等	備考
建築物の建築等 工作物の建設等	<input type="checkbox"/> 申請書（電子申請の場合作成不要） <input type="checkbox"/> 景観配慮チェックシート <input type="checkbox"/> 付近見取図（縮尺1/2,500以上） <input type="checkbox"/> 現況写真（2方向以上） <input type="checkbox"/> 完成予想図（必要に応じて） <input type="checkbox"/> 配置図（縮尺1/100以上） <input type="checkbox"/> 立面図（2面以上彩色）（縮尺1/50以上） <input type="checkbox"/> 各階平面図（縮尺1/50以上） <input type="checkbox"/> 外構図（緑化計画図を含む）（縮尺1/100以上）	<b>電子申請の場合は申請書の作成が不要です。</b>  左記のほか参考となるべき事項を掲載した図書で、市長が必要と認めるもの
開発行為	<input type="checkbox"/> 申請書 <input type="checkbox"/> 景観配慮チェックシート <input type="checkbox"/> 付近見取図（縮尺1/2,500以上） <input type="checkbox"/> 現況写真（2方向以上） <input type="checkbox"/> 土地利用計画図（縮尺1/100以上） <input type="checkbox"/> 造成計画平面図（縮尺1/1,000以上） <input type="checkbox"/> 造成計画断面図（縮尺1/1,000以上） <input type="checkbox"/> 擁壁の断面図（縮尺1/50以上）	

※各図面の縮尺については、行為の規模が大きいため、適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて、市長が適切と認める縮尺とすることができます。

### 4 法定届出の対象行為 景観計画区域（市全域） ※国の機関又は地方公共団体が行う行為は、法定通知

景観計画区域内の一定の建築行為等にあつては、景観法に基づく届出（通知）により、行為の内容が景観形成基準（行為の制限）へ適合しているかどうか審査し、景観の規制・誘導を図ります。

区分	規模	行為
建築物	<input type="checkbox"/> 高さが18メートルを超えるもの <input type="checkbox"/> 延べ面積が1,000平方メートルを超えるもの	<input type="checkbox"/> 新築

### 5 景観形成基準（行為の制限） 景観計画区域（市全域） ※景観形成重点地区については別紙

項目	指導基準（勧告）
建築物 緑化	<input type="checkbox"/> 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見される位置に敷地面積の100分の5以上の緑化面積を確保すること。ただし、市長が景観審議会の意見を聴き、これ以外の方法により良好な景観の保全・創出に寄与するものと認める場合はこの限りでない。 <input type="checkbox"/> 新たに緑化を行う場合は、地域環境や土壌を含めた敷地条件を十分に確認し、緑化の目的に応じて、地域の自然環境と調和した樹種の選定や、植栽後の成長や維持管理を踏まえて行うこと。

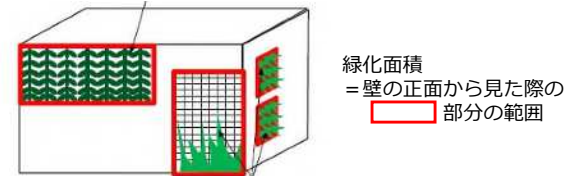
※緑化面積の算定方法は、都市緑地法に定める緑化施設の水平投影面積を基本とし、樹木や地被植物、花壇等の他、水流や池（緑化されていない調整池等は除きます。）等も含めることとします。ただし、駐車場緑化は緑化面積の100分の25を超えて算入することができません。

※壁面や屋上等に設置する緑化施設については道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見される位置にあり、景観上の効果を期待できる場合は、緑化面積に含めることができるものとします。

※駐車場を緑化する場合は、芝その他の地被植物で表面が覆われている部分を緑化面積とします。

※既存の緑を保全する場合も緑化面積に含めることとします。

※壁面緑化にあつては、緑化施設が整備された外壁直立部分の鉛直投影面積の合計とします。



植物が生育するために必要な資材が設置されない場合は、植物で表面が覆われている部分の壁面に対する鉛直投影面積を緑化施設の面積として算定。補助資材、植物基盤等の資材が外壁部分に設置されている場合は、その資材または植物に覆われている部分の壁面に対する鉛直投影面積を緑化施設の面積として算定。（補助資材は、明らかに植物の生育が見込まれない部分は対象外）

出典：都市緑地法改正のポイント（国土交通省）

### 6 法定届出の手續に必要な書類

行為	図書等	備考
建築物の建築等 工作物の建設等	<input type="checkbox"/> 届出書（電子申請の場合作成不要） <input type="checkbox"/> 特定事業協議結果通知書又は景観協議結果通知書の写し <input type="checkbox"/> 景観協議時の手續に必要な図書等のうち、計画の内容に変更があるもの	<b>電子申請の場合は申請書の作成が不要です。</b> 左記のほか参考となるべき事項を掲載した図書で、市長が必要と認めるもの

### ■適用除外（景観協議及び法定届出）

次のいずれかに該当する建築行為等は対象外とします。

- 通常の管理行為、軽易な行為
- 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 他の法律や条例に基づく制度により目的が達せられると認められる行為
  - ／文化財保護法、愛知県文化財保護条例又は岡崎市文化財保護条例の基づく許可を受けて行う行為
  - ／都市公園法に基づく都市公園の区域内で行う行為
  - ／自然公園法に基づく国定公園又は県立自然公園の区域内で行う行為
  - ／景観計画区域と同様のルールが定められた地区計画又は風致地区の区域内で行う行為
- 仮設の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建築等」という。）
- 仮設の工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「建設等」という。）
- 一時的に使用するための工作物に係る行為
- 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等
- 法令又はこれらに基づく処分による義務の履行として行う行為
- 敷地の外から見ることでない行為  
（中庭部分の壁面の色彩の変更や広大な敷地内の建築等で、敷地の外から見るできない場合等が該当します。）
- 公益上必要な行為で、かつ、良好な景観の形成に特に支障がないと市長が認めるもの

## 2 景観配慮指針 景観計画区域（市全域） ※景観形成重点地区及び景観形成促進地区については別紙

景観まちづくりの基本方針	標準配慮指針（自主配慮）
--------------	--------------

### 1 自然とくらしをつなぐ

<input type="checkbox"/> 地形の特徴を活かす	<input type="checkbox"/> 元の地形の改変を最小限にとどめ、建築物等の形態を敷地の傾斜や地形の形状にあわせるよう努める。 <input type="checkbox"/> 大規模な法面や擁壁を生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかな勾配となるよう努める。
<input type="checkbox"/> 骨格となる水と緑を際立たせる	<input type="checkbox"/> 大規模な法面や擁壁が生じる場合は、周辺景観との調和に配慮し、前面の緑化や遮へい樹林等により景観への影響を軽減するよう努める。 <input type="checkbox"/> 建築物の基調色は、自然環境と調和し周囲の水や緑が引き立つよう、木材や自然石等の自然素材や、低彩度の落ち着いた色彩を用いるよう努める。 <input type="checkbox"/> 周辺にある緑の配置や特性を把握し、緑の連続性に配慮した緑化に努めるとともに、乙川等の河川沿いでは、敷地の河川側の積極的な緑化により緑の連続性を確保するよう努める。
<input type="checkbox"/> 身近な水や緑を育む	<input type="checkbox"/> 自然環境の保全に配慮し、里山やため池など既存の植生や水辺の改変を最小限とするよう努める。 <input type="checkbox"/> 敷地内外に樹姿又は樹勢が優れた既存の樹木、水辺等がある場合には、一体的な整備を行い、修景に活かせるような土地利用とするよう努める。 <input type="checkbox"/> 地域特性に応じて、敷地内のオープンスペースの確保に努めるとともに、敷地の周囲や道路に面した部分の積極的な緑化や水辺の創出により、潤いのある快適な地域環境の保全・創出に寄与するよう努める。 <input type="checkbox"/> 新たに緑化を行う場合は、地域環境や土壌を含めた敷地条件を十分に確認し、緑化の目的に応じて、地域の自然環境と調和した樹種の選定や、植栽後の成長や維持管理を踏まえて行うよう努める。
<input type="checkbox"/> 眺望を確保する	<input type="checkbox"/> 建築物等の計画に際しては、地域に親しまれている周囲の眺望点を把握し、建築物等が良好な眺望を妨げることがないように努める。 <input type="checkbox"/> 骨格的な景観を構成する丘陵の緑や稜線の眺望を大きく阻害しないよう、岡崎城や河川等の眺望点からみて、背景となる山並みや丘陵の緑への見通し、稜線の連続性を確保するよう努める。 <input type="checkbox"/> 敷地周辺に、地域に親しまれている樹木や、健全で樹姿が美観上優れている既存の樹木がある場合は、道路等からの見通しに配慮した建築物等の配置や形状となるよう努める。

豊かな自然環境と調和し、潤い、安らぐ景観形成

景観まちづくりの基本方針		標準配慮指針(自主配慮)	
<b>2 歴史と未来をつなぐ</b>			
固有の歴史・伝統を守り、継承する景観形成	□地域固有の歴史や成り立ちを表現する	□地域の景観の背景にある自然、歴史、くらしに係る特性を読み解き、地域特性を表現する要素を形態及び意匠に取り入れるよう努める。 □古くからの道路の線形や地名等を踏まえ、新たなデザインに土地の記憶を活かし、継承するよう努める。 □地域特性が明確な場所では、歴史的なものと新たなものの融合・調和により、まとまりや連続性のあるまちなみを形成するようなデザインとなるよう努める。	
	□歴史的・文化的資産を発掘し、保全・活用する	□歴史的建造物等の優れた景観資産に隣接する場合は、これらへの道路等からの見通しに配慮するとともに、景観資産との調和を図り、歴史的な景観のまとまりを高めるようなデザインとなるよう努める。 □敷地内に優れた景観資産がある場合は、積極的に保全・活用し、景観資産の価値を高めるような一体的なデザインとなるよう努める。 □所有又は管理する歴史的建造物等の改築や改修等に際しては、その外観を保全するよう努めるとともに、将来にわたり地域の景観まちづくりの核として存続できるよう、その保全・活用方策について地域住民等や行政と話し合い、共有するよう努める。	
	□城下町、宿場町及び門前町等の風情をつくる	□歴史的建造物等と新たなデザインの融合・調和により、城下町、宿場町及び門前町等としてのまとまりや連続性のあるまちなみの形成に寄与するよう努める。 □建築物等の規模や形態等において、歴史的建造物等との調和を図ることが困難な場合であっても、地域特性を表現する要素を形態及び意匠の一部に取り入れるよう努める。	
	□岡崎城のシンボル性を高める	□岡崎城は、歴史ある西三河地域の拠点都市として発展を続ける本市のシンボルであり、主要な眺望点（大樹寺、殿橋、矢作橋、明神橋等）から岡崎城を眺望する範囲内の地域では、建築物等の高さに配慮し、岡崎城への眺望を将来にわたり確保するよう努める。 □岡崎城の眺望は、周囲の市街地と一体となって形成されていることから、岡崎城とともに視認される建築物等は、その色彩や形状等に配慮し、眺望景観の魅力の向上に寄与するよう努める。 □岡崎城を望む眺望点周辺の景観も、眺望景観の魅力を左右することから、主要な眺望点の周辺では、歴史的な要素をデザインに取り入れるなど、岡崎城との調和に配慮するよう努める。	

景観まちづくりの基本方針		標準配慮指針(自主配慮)	
<b>3 くらしと空間をつなぐ</b>			
場の特性を読み解き、魅力	□岡崎らしさを感じることで空間をつくる	□岡崎らしさとは、観光地等の特定の場所だけでなく、全ての地域の個性の積み重ねによって醸し出されるものであるため、地域の景観の背景にある自然、歴史、くらしに係る特性を読み解き、景観をかたちづくる主要な要素の一つである建築物等の形態や意匠に、岡崎らしさを感じさせる地場の材料や地域特性を表現する要素を取り入れるよう努める。 □特に、大規模な建築物等は、景観に与える影響が大きいため、地域特性を反映した優れたデザインとするよう努める。	
	□交流と賑わいの場を演出する	□商業地等では、まちなみの連続性ととも、個々の建築物等の個性的なデザインの演出やショーウィンドウの工夫等により、変化が感じられるような景観の創出に寄与するよう努める。 □景観資産の周辺等では、人々が気軽に集い、憩えるオープンスペースを確保するなど、賑わいの演出に寄与するよう努める。	

を高める景観形成	□まちの活力を創出し、地域の活性化を促す	□歴史的建造物等と新たなデザインの融合・調和により、城下町、宿場町及び門前町等としてのまとまりや連続性のあるまちなみの形成に寄与するよう努める。 □建築物等の規模や形態等において、歴史的建造物等との調和を図ることが困難な場合であっても、地域特性を表現する要素を形態及び意匠の一部に取り入れるよう努める。
	□多様性を持たせ、活力や豊かさを持続させる	□岡崎城は、歴史ある西三河地域の拠点都市として発展を続ける本市のシンボルであり、主要な眺望点（大樹寺、殿橋、矢作橋、明神橋等）から岡崎城を眺望する範囲内の地域では、建築物等の高さに配慮し、岡崎城への眺望を将来にわたり確保するよう努める。 □岡崎城の眺望は、周囲の市街地と一体となって形成されていることから、岡崎城とともに視認される建築物等は、その色彩や形状等に配慮し、眺望景観の魅力の向上に寄与するよう努める。 □岡崎城を望む眺望点周辺の景観も、眺望景観の魅力を左右することから、主要な眺望点の周辺では、歴史的な要素をデザインに取り入れるなど、岡崎城との調和に配慮するよう努める。

景観まちづくりの基本方針		標準配慮指針(自主配慮)	
<b>4 個と全体をつなぐ</b>			
周辺環境との関係性に配慮し、調和する景観形成	□秩序ある市街地空間をつくる	□屋上の建築設備や屋外階段等を目立ちにくくするとともに、広告物を掲出する場合は、建築物等と一体的なデザインとするなど、景観を阻害しやすい要素の見え方に十分配慮するよう努める。	
	□周辺環境と調和し連続性のあるまちなみをつくる	□地域特性に応じて、建築物等の高さや壁面の位置、色彩や意匠等についてまちなみの連続性に配慮するとともに、大規模な建築物等の外壁は、形態の工夫や目地による分節化等により、周辺に圧迫感を与えないよう努める。 □周辺の樹林や山並みなど、まちなみと一体的に捉えられる要素との調和にも配慮し、周辺環境とも調和した良好なまちなみ景観の保全・創出に寄与するよう努める。	
	□骨格的な景観をつくる	□乙川等の河川沿いでは、隣り合う建築物等の高さや壁面の位置等をそろえ、河川と一体となった連続性のあるまちなみの形成に寄与するよう努める。 □国道1号等の幹線道路沿いは、視点場が連続する空間であり、市街地や田園、山麓部など移り変わる周辺景観の特性に配慮した調和のとれた景観を形成するよう努める。 □駅前等では、周辺のまちなみの中で拠点性が感じられるような個性豊かな景観の創出に寄与するよう努める。	
	□周辺のまとまりを高めるようデザインする	□地域特性を積極的に表現することを通じて、まとまりあるまちなみを形成する核となるよう努め、特に、大規模な建築物等は、ランドマークとして地域のイメージを高めるなど、地域の景観向上に寄与するデザインとなるよう努める。	

- 景観協議は、計画変更が可能な早い段階から、景観への配慮を求めることを目的としています。
- 景観協議が必要な行為を行おうとする方は、「景観配慮チェックシート（別途）」を活用して、良好な景観の形成のための自主的な配慮や創意工夫等について検討してください。
- 景観協議は、景観配慮指針に基づき、立地や周辺環境を踏まえた即地的な観点から、設計コンセプトや景観配慮について、「景観配慮チェックシート」により協議します。